

「労働者派遣業務（2021年3月契約開始分【高度事務派遣】その4）」に係る一般競争入札に関するQ&A

最終更新日：2021年1月22日
独立行政法人情報処理推進機構

No	資料名	ページ	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書	1	1. 競争入札に付する事項	入札金額の総価には、通勤手当等全ての費用を含むと記載があるが、新型コロナウイルスの状況等により、過度の在宅勤務が発生した場合に、通勤手当分を割愛するということはあるか。	ありません。
2	仕様書	15	4. 就業日・就業時間等	2021年度の機構が指定する休日はいつか。	2021/1/19時点において、2021年度における機構が指定する休日はありません。
3	仕様書	15	4. 就業日・就業時間等	派遣元企業において、月に1日程度、社員への教育を行っておりますが、当該教育日が機構の平日と重なる場合、機構への就業を欠勤とすることは可能か。	就業部署との調整等が必要ですが、基本的には可能です。
4	仕様書	15	4. 就業日・就業時間等	派遣元企業の会社行事日が機構の平日と重なる場合、機構への就業を欠勤とすることは可能か。	就業部署との調整等が必要ですが、基本的には可能です。
5	仕様書	15	4. 就業日・就業時間等	派遣労働者が計画有給休暇の取得を希望した際、業務に支障がない場合は休ませてもらえるか。	就業部署との調整等が必要ですが、基本的には可能です。
6	仕様書	15	4. 就業日・就業時間等	派遣先責任者と指揮命令者が休み（働き方改革に関連する休暇など）を取得する場合、機構の別職員が指揮命令等を代行することにより、派遣作業を行うことは可能か。	派遣先責任者及び指揮命令者が休みとなる場合は、代理者がその業務を代行するため、派遣作業を行うことは可能です。
7	仕様書	15	4. 就業日・就業時間等	派遣元企業の所定労働時間と機構の所定労働時間が異なっているため、差分に相当する時間を残業として作業することは可能か？ また、上記の残業を行えない場合は、派遣元企業に戻って、別の作業を行うことは可能か？	機構の就業時間は、原則、9：30-18：15（実働7時間45分）であることから、指揮命令者からの業務指示がないにもかかわらず18：15以降を残業として作業することはできません。 就業時間外勤務における割増賃金の支払いに関しては、仕様書に記載のとおりです。 また、当該日の機構の業務が全て完了した後、派遣元企業に戻って、機構以外の業務を行うことについては、妨げるものではありません。

8	仕様書	17	13. 在宅勤務について	在宅勤務で使用するPCに基本的な安全管理措置を講じる際に従う、機構が定める情報セキュリティ基本規程はどのようなものか。	機構が定める情報セキュリティ基本規程にて定義されている安全管理措置としては、 ・利用者本人が専用している私物端末等の利用 ・パスワード等による端末ロックの常時設定 ・私物端末等内の要機密情報の外部サーバ等へのバックアップの禁止 などがあります。
9	仕様書	17	13. 在宅勤務について	派遣元企業でセキュリティ教育を行うが、機構が定める情報セキュリティ基本規程等に従って作業を行った上で発生したセキュリティインシデントについては、派遣元企業に責はないという認識でよいか。	原則、左記認識で構いません。
10	仕様書	17	13. 在宅勤務について	在宅勤務を行う場合に、仕様書に記載されているPC等情報通信機器や通信環境以外に要望する環境はあるか。	ありません。
11	仕様書	17	14. 留意事項	新型コロナウイルスの状況等により、機構が休業を指示された場合の休業補償はどうなっているか。	その時の状況等を総合的に考慮して決定します。